

て準用する場合を含む。)並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)、第二百二十九条第二項(第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)、第二百三十条第二項(第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)、又は第二百三十九条第四項(第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)、の規定に違反して、通知をすることを怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

第四百四十四条第十五号中「及び第一百八十八条」を、「第一百八十八条及び第二百九十八条第一号」に、「又は第二百二十八条」を、「第二百四十五条第五項(第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号)において準用する場合を含む。)、又は第二百九十九条」に改め、同条を第三百十七条とする。

第四百四十三条第一号中「第三百三十八条又は第三百三十九条」を「第三百十一条又は第三百十二条」に改め、同条第二号中「第四百十条」を「第三百三十二条」に改め、同条第三号中「第四百十条第五号」を「第三百三十三条第五号」に改め、同条を第三百十六条とする。

第四百二十二条を第三百十五条とし、第四百十一条を第三百十四条とし、第四百十条を第三百十三条とする。

第三百三十九条を次のように改め、同条を第三百十二条とする。

第三百三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十二條第一項（第四十八條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した者

二 第二百五十九條第一項（同條第八項（第二百五十二條第一項、第二百六十一條第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二條第一項、第二百六十一條第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。）若しくは第六項（第一百五十九條第八項及び第六十二條第五項（これらの規定を第二百五十二條第一項、第二百六十一條第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二條第一項、第二百六十一條第一項、第二百六十八條第一項並びに第

二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百六十二条第三項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）又は第二百十四条第一項若しくは第五項（これらの規定を第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）の規定に違反して、通知若しくは報告をせず、又は虚偽の通知若しくは報告をした者

第百三十八条第二号中「同条第三項」の下に「（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条、第百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）」を加え、「又は第七十九条第五項」を「第七十九条第五項」に、「及び第百二十七条において準用する場合を含む。）」を「第百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）」、「第百二十一条の二第四項若しくは第五項、第百二十三条の二第四項若しくは第五項又は第百二十五条の二第四項若しくは第五項」に改め、同条第四号を同条第八号とし、同条第三号の次に次の四号を加え、同条を第三百十一条とする。

四 第百三十条第二項（同条第三項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条

第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百三十一条第五項（同条第六項（第四百十条第一項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百四十六条第四項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。）、第四百四十六条第五項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。）、第三百三十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。）、第三百三十三条第五項（第四百十条第二項（第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。）、第四百四十六条第五項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八條第一項、第二百九十八條第二号、第三百三十二条第一項、第三百三十三条第五項（第四百十条第二項（第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。）、第四百四十六条第五項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八條第一項、第二百九十八條第二号、第三百三十二条第一項、第三百三十三条第五項（第四百十条第二項（第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。）、第四百四十六条第五項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八條第一項、第二百九十八條第二号、第三百三十二条第一項、第三百三十三条第五項（第四百十条第二項（第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。）、第四百四十六条第五項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八條第一項、第二百九十八條第二号、第三百三十二条第一項、第三百三十三条第五項（第四百十条第二項（第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。）、第四百四十六

む。)、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。)、若しくは第五項(第三百三十七条第五項(第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。))、第二百五十二条第一項及び第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。)、第三百三十七条第三項(同条第四項(第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。))、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。)、第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。)、第三百三十八条第二項(第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。)、第三百三十九条第二項(第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。))、第三百四十二条第三項(第三百三十九条第二項第一項、第二百六十一条第一項、第二百九十条、第二百九十三条第一項及び第三項並びに第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。))、第九項(第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。))及び第十項(第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。))、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百九十条、第二百九十三条第一項及び第三項並びに第二百九十八条

第五項並びに第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。)において準用する第三百三十二条第四項(第二号及び第五号を除く。)、第四百四十七条(第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。)、第五百三十三条第五項(第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。)、又は第五百五十四条第五項(第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。)、又は第五百五十四條第五項(第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。)の規定に違反して、振替口座簿に記載し、又は記録すべき事項を記載せず、又は記録しなかつた者

五 第七百七十三條第四項(同條第五項(第七百七十六條第一項及び第七百九十八條第三号において準用する場合を含む。))、第七百七十六條第一項(第七百七十六條第一項及び第七百九十八條第三号において準用する場合を含む。)、第七百七十四條第一項(第七百七十六條第一項及び第七百九十八條第三号において準用する場合を含む。)、第七百七十六條第一項(第七百七十六條第一項及び第七百九十八條第三号において準用する場合を含む。)、第七百七十七條(第七百七十六條第一項及び第七百九十八條第三号において準用する場合を含む。)、第七百七十九條(第七百七十六條第一項及び第七百九十八條第三号において準用

する場合を含む。）、第百八十五条第五項（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、又は第百八十六条第五項（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、の規定に違反して、振替口座簿に記載し、又は記録すべき事項を記載せず、又は記録しなかつた者

六 第百九十五条第二項（同条第三項（第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第二百一条第四項（第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第百九十六条第一項（第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第百九十七條第一項（第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第百九十八條第二項（第二百九十八條第四号において準用する場合を含む。）、第百九十九條第三項（同条第四項（第二百九十八條第四号において準用する場合を含む。）及び第二百九十八條第四号において準用する場合を含む。）、第二百条（第二百八十条第一項及び第二百九十八條第四号において準用する場合を含む。）、第二百二条（第二百八十条第一項及び第二百九十八條第四号において準用する場合を含む。）、第二百八十条第一項及び第二百九十八條第四号において準用する場合を

含む。)、第二百八条第五項(第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。)、又は第二百九条第五項(第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。)、の規定に違反して、振替口座簿に記載し、又は記録すべき事項を記載せず、又は記録しなかつた者

七 第二百二十二条第二項(同条第三項(第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。))、第二百三十一条第四項(第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)、第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)、第二百二十三条第一項(第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)、第二百二十四条第一項(第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)、第二百二十五条(第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)、第二百二十六条第二項(第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)、第二百二十七条第二項(第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)、第二百二十八条第三項

(同条第四項(同条第五項(第二百九十八條第五号において準用する場合を含む。))及び第二百九十八條第五号において準用する場合を含む。))及び第五項(第二百九十八條第五号において準用する場合を含む。))、第二百二十九條第二項(第二百八十八條第一項及び第二百九十八條第五号において準用する場合を含む。))、第二百三十條第二項(第二百八十八條第一項及び第二百九十八條第五号において準用する場合を含む。))、第二百三十二條(第二百八十四條第一項、第二百八十八條第一項及び第二百九十八條第五号において準用する場合を含む。))、第二百三十八條第六項(第二百八十四條第一項、第二百八十八條第一項及び第二百九十八條第五号において準用する場合を含む。))又は第二百三十九條第五項(第二百八十四條第一項、第二百八十八條第一項及び第二百九十八條第五号において準用する場合を含む。))の規定に違反して、振替口座簿に記載し、又は記録すべき事項を記載せず、又は記録しなかつた者

第八章中第三百三十七條を第三百十條とする。

第八章を第十五章とする。

第七章中第三百三十六條の二を第三百九條とし、第三百三十六條を第三百八條とする。

第三百三十五条第一項中「第三百三十一条並びに第三百三十二条」を「第三百三条並びに第三百四条」に改め、同条第五項及び第六項を次のように改め、同条を第三百七条とする。

5 第六十八条第六項及び第六十九条第一項第五号（これらの規定を第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條、第百二十七條及び第二百九十八條第一号において準用する場合を含む。）、第百二十九條第六項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十一条第二項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。）、第百三十一条第四項第九号（第四百十條第一項（第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十一条第二項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。）、第百三十一条第四項第九号（第四百九十八條第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八條第一項並びに第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。）、第百四十條第二項

(第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。)、第四百四十六條第五項(第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。)、第二百五十二條第一項、第二百六十一條第一項、第二百六十八條第一項並びに第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。)、第三百三十八條第三項第八号(第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。)、第三百三十九條第一項第六号(第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。)、第四百四十二條第一項第七号(同條第九項及び第十項(これらの規定を第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。)、第二百五十二條第一項、第二百六十一條第一項、第二百九十三條第一項及び第三項並びに第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。)、第四百四十三條第四項第九号(同條第八項、第十項、第十二項及び第十三項(これらの規定を第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。)、第二百五十二條第一項、第二百六十一條第一項、第二百九十一條、第二百九十三條第二項、第二百九十四條、第二百九十六條、第二百九十七條並びに第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。)、第四百四十四條第二項(同條第三項(同條第七項から第十項まで(これらの規定を第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。)、第二百五十二條第一項、第二百六十一條第一項、第二百九十一條第二項、第三項及び第五項並

六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、
第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号にお
いて準用する場合を含む。）及び第七項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十
八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百六十二条第三項（第二百
五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準
用する場合を含む。）、第百七十二條第六項（第二百七十六條第一項及び第二百九十八條第三号におい
て準用する場合を含む。）、第百七十三條第三項第六号（第二百七十六條第一項及び第二百九十八條第
三号において準用する場合を含む。）、第百九十四條第六項（第二百八十条第一項及び第二百九十八條
第四号において準用する場合を含む。）、第百九十五条第一項第五号（第二百八十条第一項及び第二百
九十八條第四号において準用する場合を含む。）、第二百一条第三項第五号（第二百九十八條第四号に
おいて準用する場合を含む。）、第二百十四條第一項及び第三項（これらの規定を第二百九十八條第四
号において準用する場合を含む。）、第二百二十一条第六項（第二百八十四條第一項、第二百八十八條
第一項及び第二百九十八條第五号において準用する場合を含む。）、第二百二十二條第一項第五号（第

二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百二十六条第三項第五号（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百二十八条第一項第四号（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百二十九条第三項第三号（第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百三十条第三項第四号（第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百三十一条第三項第五号（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十九条における主務省令は、内閣府令・法務省令とする。

6 第三百条第一項及び第五項における主務省令は、法務省令とする。

第三百二十四条を第三百六条とし、第三百十条から第三百三十三条までを百七十二条ずつ繰り下げる。
第二百二十九条の二を次のように改め、同条を第三百一条とする。

（信託財産である振替社債等の損失の補てん）

第二百二十九条の二 信託会社又は信託業務を営む金融機関が信託財産として所有する社債等で振替機関が取り扱うもの（以下この条及び次条において「振替社債等」という。）について、当該振替社債等に係

る当該信託会社又は信託業務を営む金融機関の口座が弁済義務（第八十条第二項若しくは第八十一条第二項（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一
条、第百二十三条、第百二十五条、第百二十七条及び第百九十八条第一号において準用する場合を
含む。）、第百五条第二項、第百六条第二項、第百九条第三項若しくは第百十条第三項、第百五十五条第
二項若しくは第百五十六条第二項（これらの規定を第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第
二百六十八条第一項及び第百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百八十七条第二項
若しくは第百八十八条第二項（これらの規定を第二百七十六条第一項及び第百九十八条第三号におい
て準用する場合を含む。）、第二百十条第二項若しくは第二百十一条第二項（これらの規定を第二百八
十条第一項及び第百九十八条第四号において準用する場合を含む。）又は第二百四十条第二項若しく
は第二百四十一条第二項（これらの規定を第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第百九
十八条第五号において準用する場合を含む。）の義務をいう。以下この条において同じ。）を負う振替
機関等又は当該振替機関等の下位機関により開設されたものである場合において、当該振替機関等又は
当該下位機関の弁済義務の不履行により信託財産に生じた損失を補てんするときは、信託業法第二十四

条第一項第四号の規定は、適用しない。

第二百二十九条の見出しを「(振替債の供託)」に改め、同条第一項中「社債等のうちその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるもの」を「第二条第一項第一号から第十一号までに掲げるもので振替機関が取り扱うもの」に改め、「次条及び第三百十条」を削り、「振替社債等」を「振替債」に改め、同条第二項中「振替社債等」を「振替債」に改め、同条第三項中「振替社債等」を「振替債」に、「第四百四十五条第二号」を「第三百十八条第二号」に改め、同条第五項中「振替社債等」を「振替債」に改め、同条を第三百条とする。

第二百二十八条の見出しを「(加入者等による振替口座簿に記載され、又は記録されている事項についての請求)」に改め、同条中「又は」を「若しくは」に改め、「交付」の下に「又は当該事項に係る情報を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供すること」を、「ついても」の下に「正当な理由があるときは」を加え、第七章中同条を第二百九十九条とする。

第七章を第十四章とする。

第六章の次に次の七章を加える。

第七章 株式の振替

第一節 通則

(権利の帰属)

第二百二十八条 株券を発行しない旨の定款の定めがある会社（株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨の定款の定めがあるものを除く。）の株式で振替機関が取り扱うもの（以下「振替株式」という。）についての権利の帰属は、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2 発行者が、その株式について第十三条第一項の同意を与えるには、発起人全員の同意又は取締役会の決議によらなければならない。

第二節 振替口座簿

(振替口座簿の記載又は記録事項)

第二百二十九条 振替口座簿は、各加入者の口座ごとに区分する。

2 振替口座簿中の口座管理機関の口座は、次に掲げるものに区分する。
一 当該口座管理機関が振替株式についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座（以下この

- 章において「自己口座」という。）
- 二 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者が振替株式についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座（以下この章において「顧客口座」という。）
- 3 振替口座簿中の各口座（顧客口座を除く。）には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。
- 一 加入者の氏名又は名称及び住所
 - 二 発行者の商号及び振替株式の種類（以下この章において「銘柄」という。）
 - 三 銘柄ごとの数（次号に掲げるものを除く。）
 - 四 加入者が質権者であるときは、その旨、質権の目的である振替株式の銘柄ごとの数、当該数のうち株主（端株主を含む。以下同じ。）ごとの数並びに当該株主の氏名又は名称及び住所
 - 五 加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び前二号の数のうち信託財産であるものの数
 - 六 第三号又は第四号の数の増加又は減少の記載又は記録がされたときは、増加又は減少の別、その数及び当該記載又は記録がされた日
 - 七 その他政令で定める事項